

レポートにおける不正行為の防止のための確認書

神戸大学法学部

レポートにおける「剽窃」や「代筆」を防止するために、下の枠内の1から7の事項を確認し、署名等してください。そのうえで、この「確認書」を教務グループに提出してください。

「確認書」が提出されない場合には、レポートに基づく成績評価が行われないことがあります。「確認書」は入学後に1度提出すればよく、レポートごとに提出する必要はありません。

なお、「確認書」提出の有無にかかわらず、提出されたレポートに不正行為が認められた場合には当該学期に履修登録した科目の成績がすべて不可となります。

1. 神戸大学法学部「レポート作成の手引き」の「剽窃について」を読み、その内容を理解していること。
2. 神戸大学法学部「レポート作成の手引き」の「代筆について」を読み、その内容を理解していること。
3. 神戸大学法学部「レポート作成の手引き」の「代筆について」に掲げられる生成AIの取扱いを理解していること。
4. 神戸大学法学部「レポート作成の手引き」の「文献の引用方法」を読み、その内容を理解していること。
5. 下に掲げられた「神戸大学法学部学生の試験等における不正行為に関する内規」を読み、不正行為の取扱いを理解していること。
6. レポートの文章や図表等を他人に作成させたり、他人が作成したものを写したりすることは、不正行為であること。
7. レポートにおいて他人の文章や図表を引用する場合に、適切な引用方法で出典を表示しないことは、不正行為であること。

私は、上記の1から7の事項を確認しました。

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学籍番号 _____ 氏名 _____

神戸大学法学部学生の試験等における不正行為に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、法学部規則第13条に定める試験等に関し、その不正行為の取扱いについて定める。

(不正行為の取扱い)

第2条 学生が、単位認定に関する筆記試験、レポートの提出、その他の場合において不正行為を行った場合には、当該学期に履修登録した全科目の成績を不可とする。

2 前項の学生は、反省文を提出しなければならない。

3 第1項の学生は、不正行為及び第2項の反省文等に鑑み、次学期の試験の受験等が認められないことがある。

(懲戒との関係)

第3条 前条の適用は、神戸大学学生懲戒規則に基づく懲戒を妨げない。